

新景観政策の更なる進化検討委員会

デザイン規制の進化の方向性

＜現行制度での問題意識＞

- ① デザインの創造性を引き出すための仕組の検討
- ② 「通り景観」に配慮した美観地区の見直し
両側町の通り景観, 幹線道路沿道の通り景観
- ③ 道路等に面していない部分への配慮

(問題意識①) デザインの創造性を引き出すための新たな仕組の検討

景観地区(美観地区・美観形成地区)での認定は年間2,000件程度
対して、美観風致審議会での審議を経た特例認定の実績は年間 0~3件

現行制度の運用は

- 1 羈束性の高い一般基準の運用
- 2 時間的・労力的にハードルの高い特例認定

の2つのルートしかないが、

「デザインの創造性を引き出すための新たな仕組」として、
「第3のルート」が検討できないか。

【新たな仕組の考え方(案)】

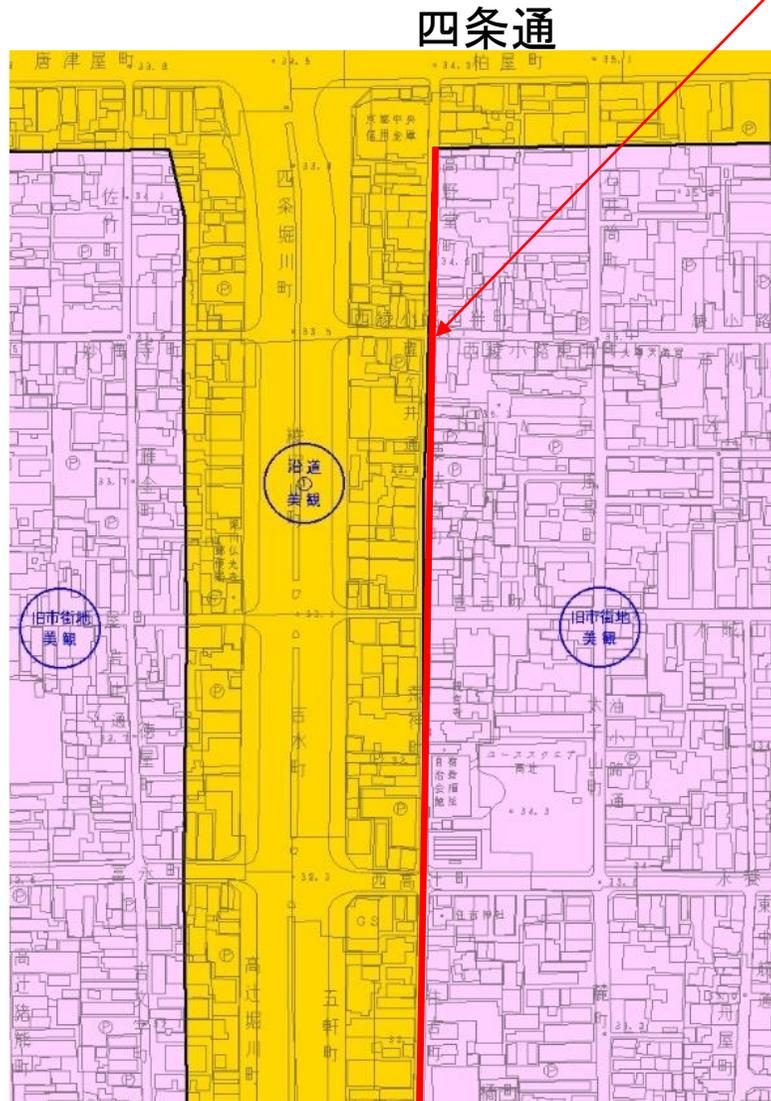
- ・ デザイン基準には、地域の景観特性を踏まえて、どのような町並みをつくっていくべきかといった意図や背景、目的があり、景観計画には地域ごとの景観形成の方針が示されている。それらを改めて整理・明示し、設計者側は、それに基づき、趣旨そのものに立ち返ってデザインの提案をする。
- ・ 審査側も、基準に過度に拘束されることなく、趣旨そのものに対する整合性。妥当性を中心に審査をする。

両側町の通り景観

現行の地区指定は、美観地区種別の境界線が道路中心となっており、道路の両側で異なる景観デザインを誘導してしまっているエリアが散見される。

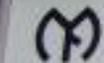
⇒道路の両側で調和のとれた通り景観が形成できるよう、地区指定の見直しが必要ではないか？

＜醒ヶ井通（四条通～五条通間）＞



通りの東側 旧市街地型美観地区
通りの西側 沿道型美観地区（堀川通）

堀川通



株式会社
森戸商店

鷺山塗装店
古家あく洗い
建替塗装・吹付

TEL 351-5824

20

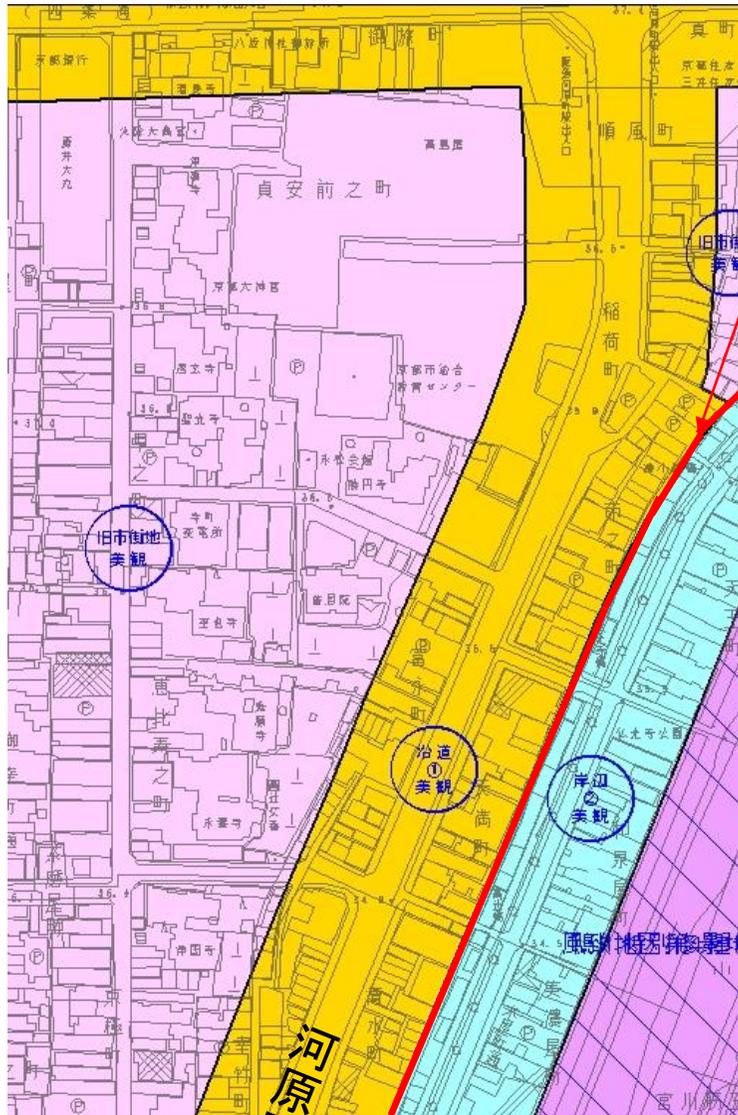






<西木屋町通（四条通～五条通間）>

四条通



通りの東側 岸辺型美観地区（高瀬川）
通りの西側 沿道型美観地区（河原町通）

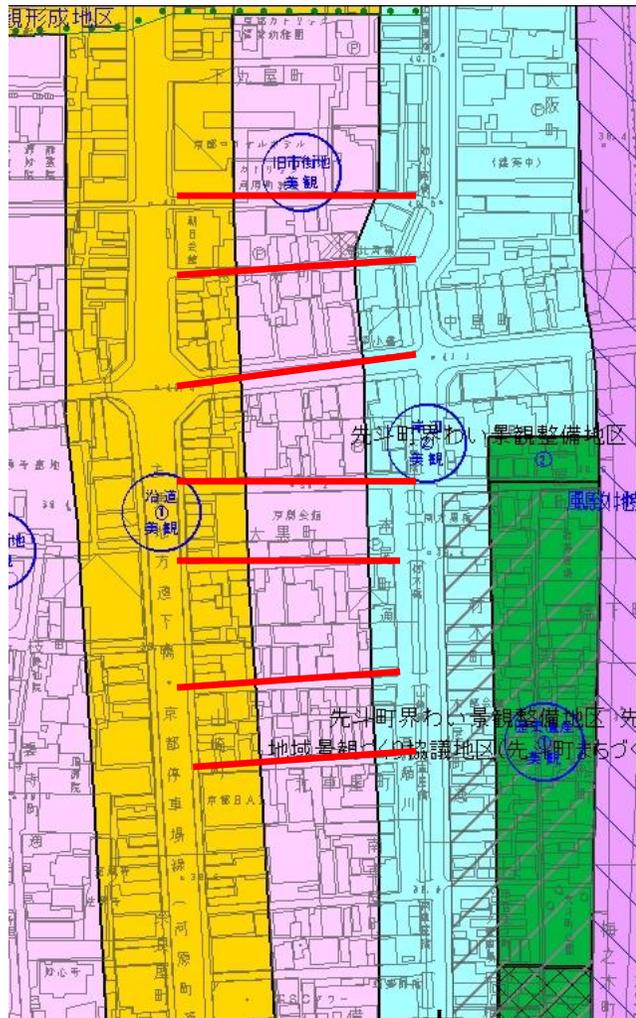






短区間の道に複数の制限

＜河原町通、御池通、木屋町通、四条通に囲まれたエリアの東西の通り＞



河原町通

木屋町通

三条通

西から東へ行くにつれ、
沿道型美観地区（河原町通）
⇒旧市街地型美観地区
⇒岸边型美観地区（高瀬川）









幹線道路沿道の通り景観

- ・幹線道路沿道は、幹線ならではの通り景観を誘導するため、沿道型美観地区または沿道型美観形成地区に指定しているが、一部の歴史的資産の周りでは、幹線道路沿道であっても歴史遺産型美観地区に指定
(御所や二条城, 東本願寺, 西本願寺, 東寺等の周辺)
- ・歴史遺産型美観地区のデザイン基準では街区の内側と幹線道路沿道とを区別せず、一律の基準を適用
(道路に面する1, 2階の外壁に軒庇の設置や, 3階壁面のセットバック等)

⇒歴史的遺産に近接する幹線道路沿道の景観特性に配慮し、
地区指定または基準の見直しが必要ではないか？

<二条城周辺の御池通，堀川通>

二条城



御池通

堀川通



神奈川県道

神奈川



国
京都府
1 Km
Ministry of
2nd Kyoto



<御所周辺の烏丸通>



京都御苑

丸太町通

竹屋町通

烏丸通







自転車通行可



大塚駅前

カスト

不動産鑑定 (株) 一信

Lepton

新薬

(問題意識③) 道路等に面していない部分への配慮

現行基準では、道路等の「公共の用に供する空地」に面している部分に対して、設備の設置や外壁の意匠について相応の配慮を求めているが、それ以外の部分に対しては、配慮規定を設けていない。

⇒ 高度地区の種別が切り替わる所や文化財・景観重要建造物等の周囲では、公共空地に面していない部分であっても隣地越しなどから視認できる状況が将来にわたり固定化されている。

こうした部分に対しても、公共空地に面する部分と同様の配慮規定を設ける必要はないか？

また、現行の運用では、建築基準法の道路でない「路地」は公共空地として扱っておらず、「路地」に面した外観への配慮は十分ではない。

⇒ 近年、路地の保全・再生の取組が進んでいることも踏まえ、路地に対する配慮を規定する必要はないか？



福地建設株式会社
03-3471-1111

タカラ 眼科
手帳番 矯正相談

タカラ 眼科
手帳番 矯正相談

